介護保険施設等に対する指導について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：福祉部高齢介護室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　府の所管施設・事業者について* 府は介護保険法に基づき、介護保険施設、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者（以下「介護保険施設等」という。）の指定指導等の権限を有しており、所管数は表１の通り。

所管地域は、介護保険施設は指定都市及び中核市を除く24市９町１村。居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者（以下「居宅サービス等事業者」という。）は守口市・門真市・四條畷市・摂津市・大東市・交野市・藤井寺市・羽曳野市・島本町の８市１町。＜表１＞府所管数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | <介護保険施設> |  |  | <居宅サービス等事業者> |
|  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |  |  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 施設数 | 237 | 211  | 211  | 213 | 212 |  | 事業所数 | 1,578 | 1,602 | 1,625 | 1,692 | 1,714 |

※各年度４月１日時点※事業所はサービス単位で指定２　介護保険施設等に対する指導について* 国において、「介護保険施設等」への指導指針及び運営指導マニュアル（以下「国指針等」という。）が定められており、概要は下記の通り。

|  |  |
| --- | --- |
| 集団指導 | サービスの取扱い、報酬請求、制度改正、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、指定、許可の権限を持つ全ての「介護保険施設等」を対象に、年１回以上講習等の方法により行う。 |
| 運営指導 | サービスの実施状況、運営体制、報酬請求について原則実地にて行う。原則として指定又は許可の有効期間（以下「指定有効期間」という。）（６年間）内に少なくとも１回以上行う。居宅サービス（居住系サービスに限る。）又は施設サービスについては３年に１回以上の頻度で行うことが望ましい。 |

３　府における集団指導について* 府は所管する全ての「介護保険施設等」を対象に集団指導を実施することとしており、実施状況は表２の通り。なお、令和２年度以降は動画配信形式により実施している。

＜表２＞集団指導実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | <介護保険施設> | (施設) |  | <居宅サービス等事業者> | (事業所) |
|  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 所管数 | 237 | 211  | 211  | 213 | 212 |  | 683 | 790 | 869 | 945 | 961 |
| 指導実施数 | 235 | 211 | 197 | 179 | 192 |  | 653 | 474 | 721 | 789 | 810 |
| 実施率 | 99.2% | 100.0% | 93.4% | 84.0% | 90.6% |  | 95.6% | 60.0% | 83.0% | 83.5% | 84.3% |

※実施率は指導実施数／所管数で算出。ただし介護保険施設の所管数は４月１日時点、指導実施数には以降に指定又は許可された分も含む。※居宅サービス等事業者は集団指導においては、同一所在地にてサービスを重複して実施している事業所等をまとめた形で把握しているため、所管数が表１とは異なる。* 国指針等においては、「集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。」とされている。
* 府は集団指導の受講有無をアンケートへの回答により確認。介護保険施設については、受講期間経過後に未回答の施設にメールを送付し受講を促しているが、その後の受講状況の確認は行っておらず、個別の受講指導も行っていない。居宅サービス等事業者については、受講期間経過後の受講を促すメール等の送付は行っていない。いずれも資料は事業者が常時閲覧できるようWEBサイトに掲載している。
* 連続して集団指導を受講していない施設・事業所について、介護保険施設は令和４年度以降を把握しているが、居宅サービス等事業者は未把握であった。
* 令和５年度には集団指導を２回実施しているが、２回目の受講状況は把握されていない。

４　府における運営指導について* 府の運営指導の実施状況は表３の通り。

＜表３＞運営指導実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ＜介護保険施設＞ | (施設) |  | <居宅サービス等事業者(みなし指定以外)> | (事業所) |
|  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 所管数 | 237 | 211  | 211  | 213 | 212 |  | 1,227 | 1,254 | 1,286 | 1,349 | 1,377 |
| 指導実施数 | 49 | 0 | 0 | 7 | 35 |  | 99 | 0 | 0 | 19 | 49 |
| 実施率 | 20.7% | 0.0% | 0.0% | 3.3% | 16.5% |  | 8.1% | 0.0% | 0.0% | 1.4% | 3.6% |

※実施率は指導実施数／所管数で算出。ただし所管数は４月１日時点、指導実施数には以降に指定又は許可された分も含む。※居宅サービス等事業者のうち介護保険法第72条第１項の規定によりみなし指定を受けている事業所は、介護保険施設でサービスを実施するもので、介護保険施設への指導の際に併せて実施していることから、表１の所管数から除いている。* 全国の運営指導実施率の平均は表４の通り。府の指導実施率はいずれの年度においても全国平均を下回っている。

＜表４＞全国の運営指導実施率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ＜介護保険施設＞ |  | <居宅サービス等事業者(みなし指定以外)> |
|  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |  | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 実施率 | 31.2% | 8.9% | 11.5% | 17.8% | 未公表 |  | 17.1% | 6.0% | 6.9% | 11.6% | 未公表 |

(1) 指定有効期間中の指導ア　介護保険施設* 令和元年度までは指定有効期間中の指導ができていたが、令和２年度以降新型コロナウイルス感染症により指導を休止していたため、指定有効期間中に指導ができていない施設（令和６年４月時点で80施設）が生じている。今後３か年で国指針等の基準による未指導施設の解消を目指すとしている。

イ　居宅サービス等事業者* 新型コロナウイルス感染症の影響以前から指定有効期間中の指導は低調であり、毎年度の指導対象として新規指定した事業所から選定して実施しており、指定更新した事業所は通報などに基づく指導を除き、指導対象としていない。

しかし、新規指定した事業所に限っても指導ができていない事業所が令和６年４月時点で243事業所生じているとのことである。今後６か年でこれらの事業所の指導を行うこととしている。* 一方監査実施時には、指定事業所全体の未指導・指導済の内訳は確認できなかった。

(2) 効率化に向けた取組* 国は運営指導の標準化・効率化等の観点から標準確認項目を設定し、当該項目以外は特段の事情がない限り確認を行わないものとしている。
* 府が運営指導の際に用いているチェックシートはいずれの指導においても標準確認項目を設定している。

(3) 指導履歴等の管理状況* 介護保険施設については、指導履歴（いつ指導を行ったか）はExcelで管理し、施設ごとの指導内容や改善報告はWord等の電子データや紙で管理している。
* 居宅サービス等事業者については、平成29年４月以降の指導履歴以外は介護保険事業者管理システムで管理されておらず、統計的な把握がされていない。このため、令和６年４月１日時点における指定事業所の未指導・指導済の内訳は確認できなかった。事業所ごとの指導内容等はWord等の電子データや紙で管理している。
* 上記の通りいずれも指導履歴・内容等が異なる手法で管理されており、一元管理されていない。
 | １　集団指導について介護保険施設に対しては、受講期間経過後に未受講施設にメールを送付して受講を促しているものの、その後の受講状況は把握していない。居宅サービス等事業者に対しては、受講期間経過後に未受講事業所に受講を促すメール等を送付しておらず、また連続して受講していない事業所の把握もしていない。　　介護保険施設、居宅サービス等事業者ともに令和５年度は集団指導を２回実施しているが、２回目の受講状況を把握していない。２　運営指導について国指針等で原則として指定有効期間（６年間）内に少なくとも１回以上行う基準が示されているが、当該基準による指導が行われていない施設・事業所が存在する。特に居宅サービス等事業者に対しては実施頻度が低調であるため、国指針等と異なり新規指定事業所のみを対象として指導を実施しているものの、指導が行われていない事業所が存在する。３　介護保険施設、居宅サービス等事業者ともに指導履歴と指導内容等が異なる手法で管理されており、一元管理されていない。　　また、居宅サービス等事業者については、平成29年４月以前に指定された事業所の指導履歴がシステムで管理されていない。 | １　集団指導について、施設・事業者ごとの受講完了状況を適時把握・確認した上で、受講を促すとともに、必要に応じて個別に受講勧奨を行うなどの取組を実施されたい。２　運営指導について、未指導施設・事業所の計画的な解消と指導実施頻度の増加に向け、年度ごとの指導目標数や解消目標年度等の具体的な数値を盛り込んだ実施計画を策定されたい。３　指導履歴と指導内容等を容易に把握・検証し、指導が計画的かつ効果的に行えるよう、介護保険施設、居宅サービス等事業者それぞれにおいて指導に関するデータを一元管理するための方策を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和６年７月30日、事務局：令和６年６月３日から同年７月１日まで）